

○鹿角市議会政務活動費の交付に関する条例

平成28年 9月29日条例第33号

鹿角市議会政務活動費の交付に関する条例

鹿角市議会政務活動費の交付に関する条例（平成17年鹿角市条例第2号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、鹿角市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、鹿角市議会基本条例（平成23年鹿角市条例第29号）第5条に規定する会派及び会派に属さない議員（以下「会派無所属議員」という。）に対し政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

（交付対象）

第2条 政務活動費は、鹿角市議会における会派及び会派無所属議員（以下「会派等」という。）に対して交付する。

（交付額及び交付の方法）

第3条 会派等に対する政務活動費は、会派にあっては各月1日（以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員数に月額5,000円を乗じて得た額を、会派無所属議員にあっては月額5,000円を交付する。

2 政務活動費は、会派の代表者又は会派無所属議員（以下「会派の代表者等」という。）の請求により当該年度交付予定額を一括して交付する。

3 年度の途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了の日の属する月（その日が基準日に当たる場合は、前月分）までの月数分の政務活動費を交付する。

4 年度の途中において新たに議員となった者に対しては、議員となった日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）から政務活動費を交付する。

5 基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会があった場合は、当該議員は第1項に規定する所属議員数に含まないものとし、同日において議会の解散又は会派の解散があった場合は、当月分の政務活動費は交付しない。

（会派等の異動に伴う調整）

第4条 政務活動費の交付を受けた会派が、年度の途中において所属議員数に異動が生じた場合、異動が生じた日の属する月の翌月（その日が基準日に当たる場合は、当月）の末日までに、既に交付した政務活動費の額が異動後の所属議員数に基づいて算定した政務活動費の額を下回るときは、当該下回る額を追加して交付し、既に交付した額が異動後の所属議員数に基づいて算定した額を上回る場合は、会派は当該上回る額を返還しなければならない。この場合において、異動後の議員数に基づいて算定する政務活動費の額は、異動が生じた日の属する月の翌月（その日が基準日に当たる場合は、当月）から算定するものとする。

2 政務活動費の交付を受けた会派が、年度の途中において解散したときは、会派は、解散の日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）以降の政務活動費を返還しなければならない。

3 政務活動費の交付を受けた会派無所属議員が、年度の途中において会派無所属議員でなくなったときは、会派無所属議員でなくなった日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）以降の政務活動費を返還しなければならない。

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第5条 政務活動費は、会派等が行う調査研究、研修、広報、広聴、要請・陳情活動、各種会

議への参加等、市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

- 2 政務活動費は、会派にあっては別表第1、会派無所属議員にあっては別表第2で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

（会派の経理責任者）

第6条 会派は、政務活動費に関する経理責任者を置かなければならない。

- 2 経理責任者は、政務活動費の支出について会計帳簿を作成するとともに、領収書その他支出を証明する書類を整理保管し、経理状況を明確にしておかなければならない。

（収支報告書等の提出）

第7条 政務活動費の交付を受けた会派の代表者等は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、支出に係る領収書その他の証拠書類（以下「領収書等」という。）の原本を添えて議長に提出しなければならない。

- 2 前項の収支報告書及び領収書等（以下「収支報告書等」という。）は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。

- 3 政務活動費の交付を受けた会派が解散したとき又は会派無所属議員が会派無所属議員でなくなったときは、前項の規定にかかわらず、当該会派の代表者等であった者は、解散の日又は会派無所属議員でなくなった日から20日以内に第1項の収支報告書等を議長に提出しなければならない。

（政務活動費の返還）

第8条 政務活動費の交付を受けた会派の代表者等は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から、その年度において第5条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額を前条第1項に規定する収支報告書等を提出後、速やかに返還しなければならない。

（収支報告書等の保存）

第9条 議長は、第7条第1項の規定により提出された収支報告書等を、提出期限から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

（透明性の確保）

第10条 議長は、第7条第1項の規定により提出された収支報告書等について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

（委任）

第11条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

会派において政務活動費を充てることができる経費の範囲

項目	内容
調査研究費	会派（会派所属議員を含む。以下同じ）が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に要する経費
研修費	会派が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の

	参加に要する経費
広報費	会派が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費
広聴費	会派が行う住民からの市政及び会派の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費
要請・陳情活動費	会派が要請、陳情活動を行うために必要な経費
会議費	会派が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費
資料作成費	会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費
人件費	会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	会派が行う活動に必要な事務所の設置、管理に要する経費
その他の経費	上記以外の経費で会派が行う調査研究その他の活動に必要な経費

※ 上記に関連するものであっても、飲食を伴う懇親会等への支払に充ててはならない。

別表第2（第5条関係）

会派無所属議員において政務活動費を充てることができる経費の範囲

項目	内容
調査研究費	会派無所属議員が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に要する経費
研修費	会派無所属議員が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費
広報費	会派無所属議員が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費
広聴費	会派無所属議員が行う住民からの市政及び会派無所属議員の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費
要請・陳情活動費	会派無所属議員が要請、陳情活動を行うために必要な経費
会議費	会派無所属議員が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派無所属議員の参加に要する経費
資料作成費	会派無所属議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派無所属議員が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費
人件費	会派無所属議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	会派無所属議員が行う活動に必要な事務所の設置、管理に要する経費
その他の経費	上記以外の経費で会派無所属議員が行う調査研究その他の活動に必要な経費

※ 上記に関連するものであっても、飲食を伴う懇親会等への支払に充ててはならない。